

原発メーカー訴訟

13.11.5 東京



土田 修

東京電力福島第一原発事故を受けて、都内の市民団体が原子炉メーカーに対する損害賠償請求訴訟を東京地裁に起こす。原子力損害賠償法（原賠法）を憲法とする同訴訟には国内外の市民が原告に加わることから国際的な注目を集めそうだ。

同事故後、東京電力などに對する訴訟は提起されているが、原子炉メーカーについては不問に付されてきた。原賠

法に製造者責任の免除が規定されており、メーカーを相手に訴訟を起すことも「門前払い」が予想されたためだ。

今回提訴するのはNNAAJ（アジア非核行動ジャパン）を中心に関成された「原発メーカー訴訟」の会（会長・渡辺信夫牧師）。原賠法の製造責任免除規定と同法の制定経過が憲法二九条（財産権の侵害）などに違反するとして、米ゼネラル・エレクトリック（GE）、東芝、日立製作所の三社を相手に来年一月末に訴訟を起す。

メーカーは製造物責任法（PL法）によって製造物に欠陥があれば、「過失の有無」にかかわらず賠償責任を負うが、原子炉メーカーだけはPL法が適用されない。弁護団長の島昭宏弁護士は「原子炉メーカーだけが原賠法によって二重三重に守られているのは憲法一四條（平等原則）に違反する」と指摘。原発メーカー保護の背景には「米国の強い要請があった」とし

責任免除の規定に挑む

資料として提出する方針だ。訴訟では、「原子力の恐怖から免れて生きる権利」を憲法一三条（個人の尊重）などから導かれる「新たな人権」として提起する。原賠法で免責されている原子炉メーカーが安全性より経済性を重視することも考えられるので、原発を持つ国・地域の住民すべてに共通する権利という認識だ。島弁護士は「原子力産業の中心であるメーカー責任に切り込む動きは原発体制崩壊の一步になる」と展望する。

この秋、NNAAJは、日韓市民による脱核平和ツアーを実施。九州電力玄海原発（佐賀県）再稼働に反対する市民運動団体や中国電力上関原発（山口県）建設に反対する祝島の住民らと交流し、アジアの市民連帯によるネットワークの重要性を確認した。これを受けて、祝島の若者らは今月上旬にも韓国を訪問し、上関原発建設反対と日本の「地中海」瀬戸内の漁場保護をアピールする。

ツアーに参加したアジア平和市民ネット運営委員長の李大珠さんは「原発事故は日本だけの問題ではない。放射能に国境はない。訴訟を世界に広げることで原発再稼働と海外輸出を止めたい」と話した。韓国や台湾でも原告を募り、原発のないアジア平和を目指す。ようやく始まった東アジア市民連帯は、日本の脱原発運動にも大きな影響を与えるに違いない。（編集委員）